令和4年度　早川町事業者応援金交付要綱

令和４年１１月　１日

告示第５９号

（趣旨）

第1条　この要綱は、早川町補助金等交付規則（平成２７年早川町規則第１１号）第１８条の規定に基づき、原油価格高騰の影響を受けた町内事業者（中小企業・小規模事業者を含む）を支援するため、令和４年度早川町事業者応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　早川町事業者応援金　前条の目的を達するために、早川町が交付する交付金をいう。

(2)　事業者　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第3項に規定する小規模企業者であって、山梨県信用保証協会の定める保証対象業種（以下「対象事業」という。）を営むものをいう。

(3)　対象月　令和4年1月から令和4年11月（11月支払分）までの間において、事業者が選定する任意の1か月をいう。

(4)　比較月　令和2年1月から令和3年12月までの間において、事業者が選定した任意の1か月をいう。

（交付対象者）

第3条　この応援金の交付対象者となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1)　早川町内に事業所を有し、当該事業所で対象事業を営んでいること。

(2)　令和3年12月1日以前に対象事業を開始し、将来にわたり当該対象事業を継続するものであること。ただし、やむを得ない理由により継続ができないものであると町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(3)　法人にあっては、法人税確定申告及び法人町民税確定申告を、個人にあっては、所得税確定申告又は町民税・県民税申告を行い、かつ、それぞれ当該申告において対象事業に係る事業費が計上されていること。

(4)　町税を滞納していないこと。

 (5)　代表者又は役員等が早川町暴力団排除条例（平成24年早川町条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(6)　その他町長が交付対象事業主として不適当と認めた者でないこと。

（交付対象経費）

第4条　応援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象者がその業務を行うために使用した、対象月の電気料金、ガス料金及び燃料費（ガソリン、灯油、軽油又は重油に係る経費に限る。以下同じ。）の合計額から、比較月の電気料金、ガス料金及び燃料費の合計額を差し引いた経費とする。

（応援金の交付額等）

第5条　応援金の交付額は、前条の交付対象経費に12を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　個人事業主は10万円を上限とし、1万2千円に満たない場合は対象外とする。

(2)　法人事業主は30万円を上限とし、3万6千円に満たない場合は対象外とする。

２　応援金の交付は、1対象事業者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条　応援金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和4年度早川町事業者応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び対象経費算定シート（様式第2号）と次に掲げる必要書類を添えて、令和5年1月31日までに、町長に提出しなければならない。

(1)　対象月の対象費用の確認できる書類

(2)　比較月の対象費用の確認できる書類

　　ア　領収書の写し

　　イ　引き落とし口座の通帳の写し

　　ウ　その他証明できる書類の写し

(3)　早川町内で対象事業を営んでいることを証する書類（直近の確定申告書等で当該事実が確認できる場合は省略することができる。）

(4)　応援金の振込口座の情報が確認できる書類の写し

(5) 申請者の本人確認ができる書類の写し（法人の場合は、代表者及び申請書に記載された担当者の本人確認ができる書類の写し）

(6)　誓約書（様式第3号）

(7)　納期が到来している町税に滞納がないことが確認できる書類(様式第4号)

(8)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める書類

（交付の決定）

第7条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、早川町事業者応援金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するとともに、当該申請に係る交付を決定したときは、速やかに応援金を交付するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、応援金の交付を不交付と決定したときは、早川町事業者応援金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条　町長は、応援金の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した応援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により応援金の交付を受けたとき。

(2)　廃業等したとき。ただし、第3条第2号ただし書の定めにより町長が特に認めた場合を除く。

(2)　この要綱に違反したとき。

(3)　その他町長が不適当と認めたとき。

（調査等）

第9条　町長は、この要綱の適正な執行のため、応援金の交付決定事業者に対し、必要があると認めるときは報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和4年11月1日から施行する。

（失効）

2　この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定された応援金の交付については、この限りでない。